

鳥取県選挙管理委員会告示第58号

八頭町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年6月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

施設の名称	所在地
八東体育文化センター	八頭郡八頭町富枝10-1